

29 障第 769 号
平成 29 年 8 月 23 日

指定障害福祉サービス事業者等
設置法人の代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業者等の事業廃止（休止）に係る留意事項について

平素より、本県の障がい保健福祉の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知
がありましたので、今後、事業廃止（休止）の際には別添通知の留意事項に従い御対応
いただくようお願いします。

また、障がい児に係る支援事業についても児童福祉法に同じ規定があることから、原
則として同様に扱うこととしますのでお願いします。

(別添の概要)

1. 障害者総合支援法（以下、法という。）第 4 3 条第 4 項の規定による事業者責務の
周知・徹底

第 4 3 条第 4 項 指定障害福祉サービス事業者は、第 4 6 条第 2 項の規定による事業の廃止又は
休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた
者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービス
に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供され
るよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行
わなければならない。

2. 廃止届を受理する際の留意点について

事業を廃止するときは、廃止日の 1 か月前までに事業所所在地の都道府県、指定都
市または中核市等へ届け出ますが、その際、以下の書類を併せて提出してください。

○現在の利用者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト

○上記リストの作成に当たり、現在の利用者に対してその希望や意向等を聴取するた
めに実施した個々の面談記録等、事業者責務を凶ったことが確認できる資料

※利用者の利用調整が未整備な場合、上記法令遵守のための指導や、法第 4 9 条第 1
項又は第 2 項の規定に基づく勧告等を行うこととなります。

3. 廃止日以後も引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望
する利用者の取扱い

法第 4 3 条第 4 項の規定による事業者責務を怠り、利用者の受入先が事業廃止まで
に決まらない場合、関係機関や関係団体と協力して利用者を受入先の調整に努めます。
そのうえでなお、受入先の調整が整わない場合は、障害福祉サービス事業に係る指定
基準（人員・設備・運営基準及び解釈通知）等に係る定員の遵守の規定について、「災
害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」として扱い、定員を超過しての受入
れも要請し、その際の介護給付費等は、特例的に所定単位数の減算を行わない取扱い
として差し支えないこととなります。

(本通知の送付元)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課 菊地
電話 089-912-2424